OGIKUBO

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても
みんなの自覚をもって一人ひとつできることから

November 2020

荻窪法人会

OGIKUBOHŌJINKAI

203

荻窪周辺シリーズ

すぎなみフェスタ

法人会
消費税期限内納付
推進運動

よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に442の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3 令和2年度 全国統一の「会員増強運動月間」スタート

◎ 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長

◎ 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員会 委員長

◎ 石井福則／荻窪税務署 副署長

5 秋のブロック研修会

◎ 全ブロック共通テーマ

講師：臼井隆雄／荻窪税務署 法人課税第1部門統括官

講師：鈴木拓／荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官

7 オンラインセミナーの企画・実施にあたって

8 オンラインセミナーの視聴方法

9 ブロック・支部・委員会・部会からの報告

◎ 女性部会

◎ 源泉部会

10 小野寺郁夫 荻窪税務署署長インタビュー

12 e-Tax推進税理士事務所について

13 新しい働き方、テレワークの表と裏

14 税制委員会より「令和3年度 税制改正に関する提言」

16 税務コーナー

表紙イラストについて

荻窪周辺のイベントシリーズ
【すぎなみフェスタ】

すぎなみフェスタは、毎年11月に行われる「人と人、地域と地域をつなぎ、杉並を元気に」を基本理念に掲げ、区民等の交流・つながりを通じて杉並の元気を生み出すイベントです。会場：桃井原っぱ公園。

【組織委員会とは】未加入法人への会員増強運動推進のために、各ブロック・支部・部会から推薦された役員が勧奨活動する委員会です。

公益社団法人荻窪法人会 組織委員会会員増強推進会議

令和2年度全国統一の「会員増強運動月間」スタート。

毎年10、11月に全国統一の「会員増強月間」がスタートします。組織委員会では9月24日（木）に荻窪法人会2階会議室とZOOM参加と併用で会員増強推進会議を行いました。来賓には荻窪税務署より石井副署長・臼井統括官・鈴木審理上席調査官が出席されました。石井副署長が挨拶で日頃の税務行政への理解について感謝の言葉を述べられました。今回の増強推進会議の出席数は29名で、会員増強運動への意欲が伺えました。

会長あいさつ

柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長

法人会全体（全法連・東法連）の会員数が減少し組織率が低下する中、荻窪法人会が高い組織率を維持できるのは、荻窪法人会の「伝統と実績」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本日ご参加の皆様におかれましては大変ご苦労されておられることと案じております。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、終息した訳ではなくまだまだ予断を許さない状況でありますが、そのような中でも、今年も組織委員及び支部役員の皆様におかれましては、大変暑い最中の7月～9月15日の間に稼働法人調査を実施して頂きましたこと誠にありがとうございます。

法人会全体（全法連・東法連）の会員数が減少し組織率が低下する中、荻窪法人会が高い組織率を維持できるのは、荻窪法人会の「伝統と実績」の源であり、会員増強に取り組んでいただける支部長・支部役員・組織委員の皆様のお陰であると改めて御礼申し上げます。

さて、詳しい会員増強推進施策についてはこの後、水島組織委員長よりご報告があるかと思いますが、法人会も公益法人化にともない、個人事業主の方たちも入会できるようになり、個人の飲食業の方など幅広く入会勧奨が出来ればさらに荻窪法人会が活性化するのではと考えております。

本日は、組織拡大の決起集会でもあります。感染防止の観点より今年は、推進会議終了後の交流会はございませんが、皆様より忌憚のないご意見をいただき、このような時だからこそ皆様と、知恵を絞りながら良き方向に進んでまいりたいと思いますので何卒よろしくお願い申し上げます。

委員長あいさつ

水島隆明／組織委員会 委員長

実施可能な新たな会員増強活動を

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、今年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、荻窪法人会の活動も様々な制約をうけておりますが、組織委員会ならびに会員増強活動においても同様の状況にあります。そのため、7月から8月の稼働法人調査から会員増強目標の設定が未完の状況ですが、そもそも支部の役員会が実施できない支部もあり、まだスタート地点に立つことが出来ておりません。現時点での令和2年度の会員増強目標は稼働法人2792社に対して目標32社（22支部中13支部から提示された目標）となっておりますので、追って増強目標の提示があった支部の情報を加え、目標数を把握してまいりたいと思います。

本来、「出会いの場」である法人会において、この新型コロナウィルス感染症は「不特定多数と会わない」ことがその感染拡大防止であるという事実は、大きなジレンマとなっております。地域で顔を合わせるコミュニケーションを大事にしてきた私共にとって、この感染症蔓延は本当にやっかいな代物だと思います。

こうした状況を受け、今回の会員増強推進会議は会議室での会議プラスZOOMによるオンライン会議の複合により、実施をいたしました。事務局のご尽力もあり、結果としては上々の運営を行うことができました。会議室で参加したい人、オンラインで参加したい人、それぞれの選択で参加していただき、会議も無事に運ぶことができました。ありがとうございます。

法人会事務局ではコロナ時代に対応する会議システムを構築し、そのスキルも日に日に向上しております。支部役員会も是非このオンライン会議システムを利用していただき、実施をお願いします。また、今度厚生事業委員会との共催により、第1回ビジネス交流会も実施を予定しておりますが、こちらも、会員増強のきっかけとなれば良いと期待しております。

コロナ時代に、「実施可能なこと」を積極的に見つけて、会員増強活動につなげることで、法人会活動の活性化を目指してまいります。よろしくお願いいたします。

ご来賓あいさつ

石井福則／荻窪税務署 副署長

研修会や各委員会でZoomを利用するなど、様々な工夫を凝らしながら活発な会活動につながっている

荻窪法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深い御理解と多大な御協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

9月に入りまして、各ブロックの秋季研修会をはじめとして、税に関する情報を提供させていただく機会を頂戴しております。誠にありがとうございます。コロナ禍において、研修会や各委員会でZoomを利用するなど、様々な工夫を凝らしながら活動していただいております。皆様のこうした工夫が、活発な会活動につながっているものとお見受けいたします。

また、会員増強は、活発な会活動に不可欠なものと理解しておりますので、本日の会議がよりよいものとなることを祈念いたします。

さて、税務行政におきましては、昨年、消費税率の引き上げと軽減税率制度が実施されました。法人会の皆様方には、広報・周知に多大なるご協力をいただき誠にありがとうございました。引き続き、広報・周知に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症との共存が日常となってきた中、来署しなくても申告ができるe－Taxの利用促進がさらに重要度を増してきています。e－Taxにつきましては、その利用により、納税者利便の向上と行政事務の効率化が図られることから、その普及・定着に向けて、国税庁・国税局・税務署が一体となって取り組んでいるところであります。

荻窪署管内におきましては、皆様方が日頃から積極的な利用勧奨をしていただくなどのご尽力により、法人税申告については8割弱の法人が利用していただいております。誠に感謝申し上げます。

法人税申告利用率について、お話しさせていただきますと、荻窪署管内8割弱、東京局全体8割強、全国9割弱となっております。東京局全体よりも数ポイント低いですが、都内署のなかでは高い方であると評価しております。今後とも、利用勧奨にご協力をいただきたいと思います。

また、昨年1月以降、個人の納税者につきましては、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も利用いただける、国税庁ホームページを利用した「ID・パスワード方式」が導入され、e－Taxの利用手続がより便利になりました。

署といたしましては、コロナ禍において来署せず申告ができるe－Taxは、三密を回避する上で非常に有効であり、今後、さらに普及させていきたいと考えております。

また、税制改正事項などについても積極的に広報・周知を行ってまいる所存でございます。

今後、新しく会員様をお迎えされた際には、その方々にも研修などを通じて、私どもも税に関する説明をさせていただければ幸いでございます。

ブロック秋季研修会

【秋の研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。秋はそれぞれのブロックが個別に研修会を開きます。秋の研修テーマの一つは、荻窪税務署に講師をお願いして税務・納税など税金に関わる話や今まで経験されたことなど講話していただきます。この研修テーマは各ブロック共通ですが、ブロックによっては第2部を編成して地域に関わる講演を企画することがあります。法人会以外の方もご参加いただけます。

全ブロック共通テーマ

第1ブロック秋季研修会

第5支部 支部長 矢島勝行

臼井統括官前職のドラマの様なお仕事のお話

9月11日金曜日午後4時よりオンラインにて「第1ブロック秋季研修会」が開催されました。

講師として荻窪税務署法人課税第1部門統括官臼井隆雄氏と、法人課税第1部門審理上席調査官鈴木拓氏にご講演いただき、ブロック内外から多数のご参加を頂きました。

前半は臼井統括官による『国税組織における非行の未然防止への取り組み』です。

臼井統括官の前職のドラマの様なお仕事のお話で、みなさん興味深く聞き入っていました。

後半は鈴木上席調査官による『令和2年度 税制改正について ～新型コロナウイルス関係等～』です。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行され、感染症及び蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者に対し緊急に必要な税制上の様々な措置に関してのご講義でした。

今回ご参加の皆様、臼井統括官・鈴木上席調査官、ご講演ありがとうございました。

第2ブロック秋季研修会

第2ブロック長 河又雅之

天網恢恢疎にして漏らさず

令和2年9月8日6時から1時間の予定で法人会2階会議室で行った。コロナウイルス禍ということもあって7名の参加で行った。税務署から臼井法人課税第1部門統括官、鈴木審理上席調査官の出席をいただいた。テーマが二つでご講演いただいた。

第1テーマとして「国税組織における非行の未然防止への取り組み」を臼井1統括にご講演いただいた。前役職が監察官補で、国税庁長官直轄の組織であるそうだ。監察官室のモットーが「天網恢恢疎にして漏らさず」だそうで、とても大変な組織だと感じた。刑事ドラマに出てくる、監察官の国税版と感じた。そのため、あまり具体的なことはお聞きできなかったが、組織の見張り役の大変さの一端が伺えて今までの講演になかった新鮮さを感じる事が出来た。

第2テーマは「令和2年度税制改正について～新型コロナウイルス関係」を鈴木審理上席にご講演いただいた。教科書にした税制改正のあらましに詳しく載っているが、納税の猶予や設備投資の税額控除等のお話を伺った。

コロナウイルス禍ということで、講演会の後の懇親会はなしで、閉会した。ブロックが署の方と懇親を深める唯一の機会が失われて、残念であった。

第３ブロック秋季研修会

第14支部　支部長　多比良秀俊

コロナ禍での新たな研修会のあり方

令和２年９月16日（水）午後６時よりオンライン（Ｚｏｏｍ）とリアル（法人会会議室２階）を併用して第３ブロック秋季研修会が開催されました。

第１部税務研修会の講師に荻窪税務署臼井隆雄法人課税第１部門統括官、鈴木拓法人課税第１部門審理上席調査官、第２部特別研修会の講師に司法書士法人　おおさか法務事務所 石井満氏にご講演いただき、今回初めてＺｏｏｍとの併用開催にもかかわらず、多くのご参加をいただきました。

第１部前半は臼井隆雄法人課税第１部門統括官によるテーマ「国税組織における非行の未然防止への取り組み」。後半は鈴木拓法人課税第１部門審理上席調査官による「令和２年度 税制改正について ～新型コロナウイルス関係等～」をパネル等用いて分かりやすく解説していただきました。第２部は司法書士である石井満氏に「コロナ禍に見るＢＣＰ（事業継続計画）の重要性～西武信用金庫ならではの対策のご提供～」をテーマにあまり時間が無い中、コンパクトにコロナ禍における経営者にためになる内容を講演いただきました。

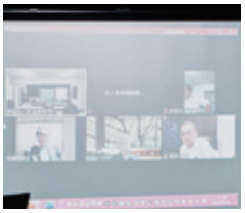

第４ブロック秋季研修会

第４ブロック　ブロック長　中川一

初の試み！　オンライン併用研修会

新型コロナウイルスの感染予防を求められる社会に一変して、法人会活動が行えない中、オンライン併用で密集を避けて、約半年ぶりのブロック行事です。

９月25日午後６時より荻窪法人会２階会議室にて開催されて、会議室出席は11名、ＺＯＯＭ参加は５名でした。

今回の研修は、２つのテーマの講演です。

最初の講演に荻窪税務署法人課税第１部門統括官・臼井隆雄様から「国税組織における非行の未然防止への取り組み」と題しまして、前職の国税庁長官官房監察官室での職務についてお話し頂きました。その職務内容は国税組織内の国家公務員法等に違反した者の監察または捜査です。もちろん職務の守秘義務があるため事例を具体化しない表現によるお話しでした。結びに前職の経験を署内の非行防止に生かしたいと決意を話されて講演を終わりました。

続いて法人課税第１部門審理上席調査官・鈴木拓様から「令和２年度税制改正について」を講演です。法人として役立つ改正点を優先して話されて、特に「新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置」については、納税猶予や欠損金繰戻しによる還付の特例などの解説を頂きました。

いつもなら、この後に懇談会となりますが、開催できないのが残念です。

初めてのオンライン研修会でしたが、ＺＯＯＭ参加者からの話しも会議室に届き、ＺＯＯＭ併用は良いシステムだと実証できました。

OGIKUBO HOJINKAI ONLINE SEMINARS

荻窪法人会
オンラインセミナーの企画・実施にあたって

研修委員長 真野 大

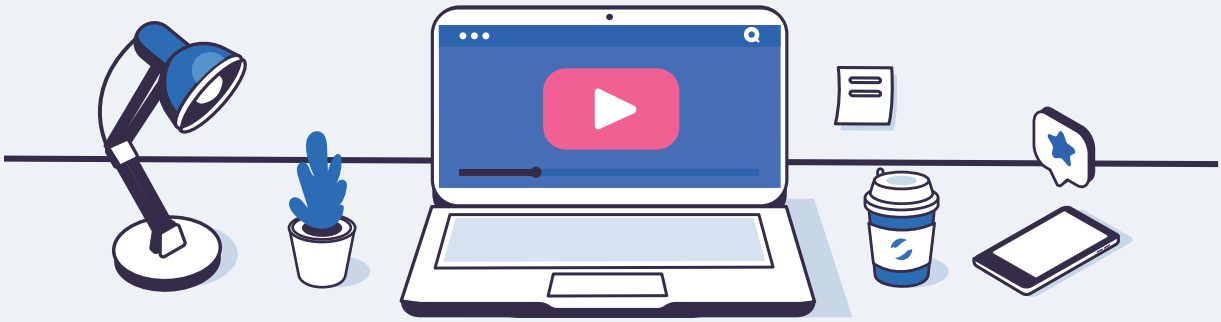

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度予定しておりました、設立70周年記念特別講演会を中止させていただきました事を、深くお詫び申し上げます。これを受け、この度研修委員会では荻窪法人会独自のオンラインセミナーを企画・実施することといたしました。
広報委員会（小ネット委員会）のご協力をいただき、必要な機材や編集ソフトを購入し、作成にとりかかりました。すべてが初めての事であり、試行錯誤の繰り返しではございましたが、東京大学大学院医学系研究科の冨尾講師の講義、柴田会長、田中良杉並区長のご挨拶の撮影を終えました。その後、撮影した映像の加工・編集を行い、9月4日より第1弾「経営者のための新型コロナウイルス感染症対策」を配信することができました。配信期間は9月4日から30日までの27日間、118名の方に閲覧していただきました。ありがとうございました。
研修委員会といたしましては、引き続き会員の皆様のニーズに合ったオンラインセミナーを多数開催してまいりますので、「こんなことが知りたい」・「あんなことが聞きたい」といったご意見・ご要望がございましたら、是非、事務局までご連絡ください。研修委員会として企画・実施してまいりますので、何卒皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和2年11月12日現在

配信予定日	テーマ	講 師
配信中	（前半）令和2年度税制改正のあらまし	岩倉永一　税理士
配信中	（後半）新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等	
配信中	ゆがみ改善ストレッチ（ダイナミック編）	竹中　ヴィムスポーツアベニューインストラクター
配信中	ゆがみ改善ストレッチ（上半身編）	
配信中	ゆがみ改善ストレッチ（下半身編）	
配信中	基本のヨガ	
11月下旬	家族信託で幸せ家族	荻野恭弘　株式会社リーガルマネジメント名南　代表取締役
11月下旬	あなたを悩ます困った人	柴田豊幸　株式会社チャイルド社　代表取締役
11月下旬	コロナ時代の働き方とリーダーシップ	高田朝子　法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
12月中旬	ケーススタディから考える賃貸経営×家族信託	藤原未来　株式会社SMILELIFE project
12月中旬	40年ぶり法改正　自分で書く遺言書の活用方法	和田紘　司法書士法人おおさか法務事務所
未 定	未　定	加藤尚憲　弁護士
未 定	未　定	宮村紘平　河北リハビリテーション病院 院長

オンラインセミナー視聴方法

案内文

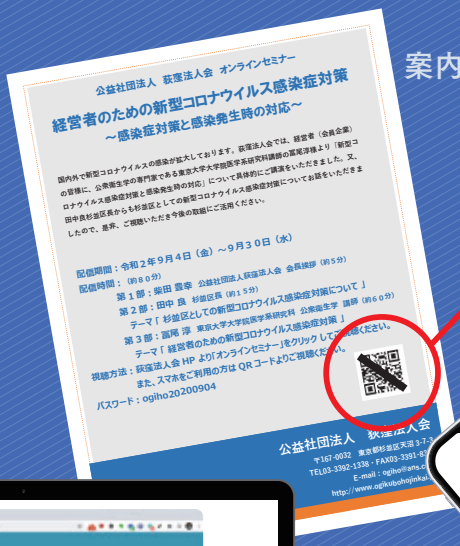

QR コードを読み込み
スマートフォンまたは
タブレットで視聴！

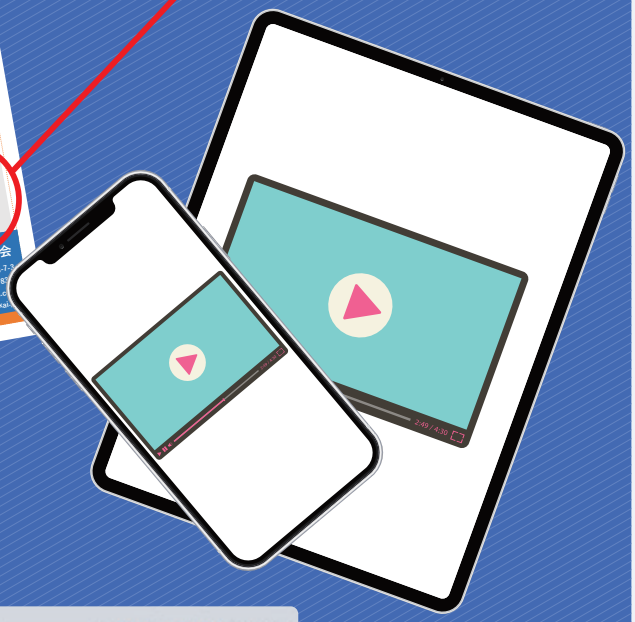

パソコンで
ウェブサイトから

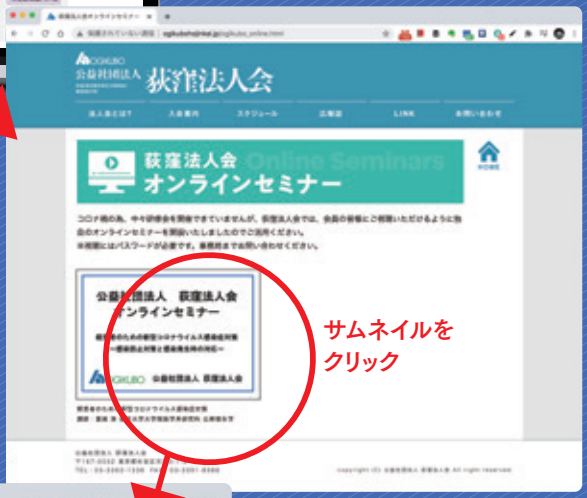

視聴！

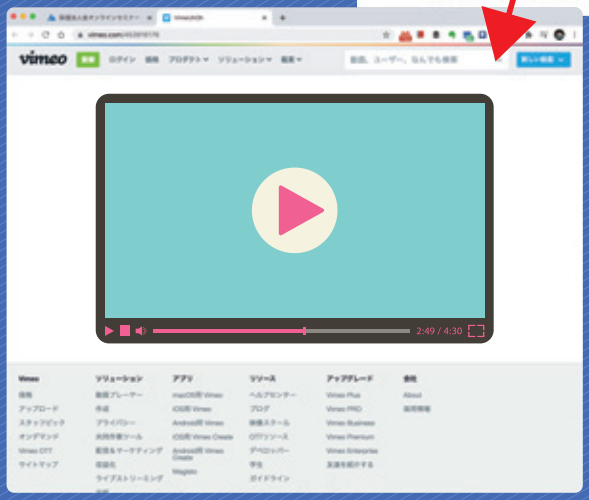

各アクセス後、視聴には
案内文にあるパスワード
が必要です。

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

【研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

女性部会

荻窪税務署へのご挨拶　女性部会

終始和やかな雰囲気の中、貴重なお話しも

令和2年9月8日（火）に女性部会正副役員4名で、この7月にご異動により荻窪税務署の署長・担当統括官が替わられましたので、荻窪税務署へご挨拶に伺いました。

小野寺署長様をはじめ、石井副署長様、法人課税第一部門臼井統括国税調査官様、法人課税第一部門鈴木審理上席国税調査官様にご挨拶させていただきました。終始和やかな雰囲気の中、貴重なお話しもお伺いすることができ、素晴らしい時間となりました。

源泉部会

荻窪税務署へのご挨拶　源泉部会

改めて小野寺署長と皆さまに研修会におけるお力添えのお願いを

令和2年8月31日（月）に源泉部会役員6名で、この7月にご異動により荻窪税務署の署長・担当統括官・担当上席が替わられましたので、荻窪税務署へご挨拶に伺いました。

小野寺署長様をはじめ、石井副署長様、法人課税第一部門臼井統括国税調査官様、法人課税第一部門鈴木審理上席国税調査官様、法人課税第一部門石橋上席国税調査官様にご挨拶をさせていただきました。

源泉部会は経理担当者中心で構成されている部会であり、適正な源泉徴収事務を行うための研修会を数多く税務署の方にもご協力いただき研修会を開催しておりますので、改めて小野寺署長様と皆さまにも研修会におけるお力添えのお願いをいたしました。

源泉部会

9月税務研修会　源泉部会

源泉所得税の改正について

令和2年9月15日（火）荻窪税務署2階会議室において、源泉部会主催の「9月税務研修会」が開催されました。

今回も昨年度に引き続き、源泉部会における会員増強の意図もあり、全会員様宛にご案内をしたところ、15名の方がご参加されました。

最初に法人課税第1部門臼井統括国税調査官様よりご挨拶をいただき、研修会はスタートいたしました。講師は荻窪税務署の法人課税第1部門上席国税調査官の石橋様に「源泉所得税の改正について」のテーマで、ご講義いただきました。皆様熱心に受講されていました。

荻窪法人会は税務の協力団体でもあります。
新任の税務署長の人柄を紹介しながら、税務行政について、
また荻窪の感想をお聞きします。

INTERVIEW

小野寺郁夫

荻窪税務署署長インタビュー

法人会の活発な活動と推進力は心強いかぎりです！

聞き手／岡 博之

本年7月に荻窪税務署長に就任された小野寺郁夫氏は、その長身を生かして中学、高校時代にバスケットボールの選手として活躍されました。今もスポーツ観戦が大好きとのこと。国税職員となったきっかけ、ご趣味、荻窪の思い出などをうかがい、楽しいインタビューとなりました。

鋳物の町に育つ

荻窪税務署長として今年7月に着任された小野寺郁夫氏のお生まれは岩手県水沢市。北上盆地の南部に位置し、南北には北上川が流れています。2006年に江刺市ほか2町1村と合併し、現在は奥州市となっています。

「実家は兼業農家で、父は市役所に勤める公務員でした。私は、男ばかりの3人兄弟の次男、今は長男である兄が実家を継いでいます。

私が住んでいた町は鋳物が盛んな『キューポラのある町』なんです。風鈴や鉄瓶などの南部鉄器を作る工場が多く、同級生にも何人かそういう家の息子がいます。ここで地元の小学校、中学校、高校へ通いました」

小野寺署長のご趣味の一つであるバスケットボールは、中学時代に始められたそうです。当時、県大会で優勝こそ逃したものの3位の実力を持ち、2年生のときには東京・駒沢オリンピック公園体育館で行われた全国スポーツ少年団の大会に県代表として参加。上位成績を収められました。

「高校に入ってバスケットをやめようと思っていたんですが、先輩から引っ張られちゃって。幸いにも1年生からベンチに入れてもらって、東北6県でのミニ国体にも出ました。夏の合宿には、OBで日体大に進んだ先輩方が来てくれて、県大会優勝を目指し、厳しい指導を受けたことが思い出です」

バスケットボールの選手と聞いて納得の長身。かつては税務署のなかでも一番だったという小野寺署長ですが、おそらく今も現職のなかで最も背が高い署長です。

高校卒業後は税務職員の道を選ばれました。これにはお父様のアドバイスがありました。

「父親から『公務員試験を受けておいてはどうか』と言われて受けたのが税務の職場の試験でした。本当は、地元の国立大学に受かっていたんですが、公務員試験にも受かりましたので、東京で税務職に就いて夜間大学に通うという選択をしました。ちょっと下心のある進路決定でした(笑)。家から離れて東京へ行きたいというのが一番だったかもしれません」

スタートは浅草税務署

昭和57年、仙台国税局に採用され、即日、東京国税局に出向となりました。1年間の研修を経て、最初の赴任地は浅草税務署の管理部門でした。

「今でいうと管理運営部門です。当時はまだ蔵前に国技館があって、場所中はお昼を過ぎると相撲の太鼓の音が聞こえてくるところで仕事をしていました。確定申告の時期には関取が確定申告にやってくるので、税務署の中が髷付け油の匂いでいっぱいになるんです。

その後、中野税務署の管理部門で1年。そのときに大学を卒業しました。次の異動は千葉か山梨か、都内ではなく遠くの税務署に行くのだろうと思っていたんです」

当時は高校卒業後に国税職員になり、夜間大学に通いながら仕事をする人が多く、その場合、大学へ通いやすい都内の税務署に配属されます。一方、大学へ行かない人は遠方に配属されるため、その後、双方が入れ替えられることになります。

「ところが、中野の次は品川区の荏原税務署、その次こそ遠方の署かと思ったら荏原の次は新宿税務署でした。その後、東京国税局の事務管理課へ配属されてから、東京国税局または国税庁のいわゆる情報システム関係の部署が21年にわたって続きました」

平成24年から八王子税務署副署長を2年務められ、東京国税局・情報処理管理官、国税庁・東京派遣国税庁監察官、国税庁・国税企画官、東京国税局・事務管理第3課長を歴任されたのち、荻窪税務署に着任されました。

現在のお住まいは稲城市、奥様とお嬢さんとの3人家族です。

「私が以前いた情報システム関係の部署は東京国税局の庁舎とは離れていて、実際にコンピューターが置いてあるデータセンターでしたので、通勤に2時間かかっていました。今は自宅から荻窪税務署まで70分。随分と近くなりました。

休日は妻と一緒に庭いじりか、買い物の運転手ですね（笑）。

スポーツはバスケ、野球、サッカー、バレーボール、柔道、スケート、アイスホッケー、アメフト、ラグビー、駅伝等々、なんでも観ます。スポーツ観戦はもちろん好きですが、海外ドラマにもはまっていて、今は『ブラックリスト』や

『NCIS～ネイビー犯罪捜査班』ですね。時間があれば観ています。『X－ファイル』『LOST』は全部観ましたよ。

ちなみに、お酒は嫌いではないので声がかかれば、よっぽどのことがない限り断りません（笑）」

執務環境抜群の新庁舎

旧荻窪税務署庁舎には、かつて公務員宿舎と独身寮が隣接しており、小野寺署長は独身寮で3年間を過ごされました。また、数年前には国税庁監察官という立場で荻窪を担当されています。荻窪と縁の深い署長ですが、街の変化や印象についてうかがいました。

「実は浅草税務署に勤めていたとき、荻窪税務署の旧庁舎の横にあった独身寮に住んでいました。当時は税務署と宿舎と独身寮の間に庭があって、寮生がその勤務先の職員を招いてビアパーティーをしていたんですよ。宿舎の方も何人かご招待した記憶があります。

ですから、荻窪には土地勘があるんです。ただ、利用したのは駅北口ばかり、教会通りが中心の生活で、お店もほとんど変わってしまいました。今は北口のロータリーが整備され、教会通りはタイル張りの道になってきれいになりましたし、周囲の家も新しく建て替えられて、当時に比べると街全体がきれいになっています。高級住宅地ですね。昨年移転したばかりの荻窪税務署庁舎は税務署の建物らしくない造りで執務環境としては抜群です。職員の皆さんも気分良く仕事をしていると思います。今はまだ荻窪全体をまわっていませんので、自転車に乗って、今まで知らなかった荻窪も見てみたいと思っています」

最後に、荻窪法人会へ一言お願いいたします。

「荻窪に来て、法人会の活動が活発であると強く感じています。法人会が元気な地域は、さまざまな税務関係の行事も盛り上がります。その一つのいい例が『納税街頭キャンペーン』ですが、今年はコロナ禍で実施できないのが残念です。とはいえ、このような状況のなか、法人会の皆さんの活動を見ていますと、会議にすぐにZOOMを取り入れるなど、有効とされる感染症への安全対策を検討され、実行されています。税務署においてもさまざまな対策が検討されていますが、予算の問題など、なかなか実行に移すことが難しい面があります。ですから、皆さんが積極的に進めていただいているのは本当に心強いかぎりです。今後とも、よろしくお願いいたします」

e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていただけるか?」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか?」との問いを発したところ85名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんでしょうか?

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会（e-Tax担当）

東京税理士会荻窪支部　e-Tax推進税理士事務所（敬称略）

令和２年10月１日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437
	山田真治	下井草3−8−23三英ビル303	6676-9989
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343
	小島孝子	下井草5−23−2鈴木ビル203	6317-7493
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6454-7471
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211
	東原功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイユ神秋602号	3391-2881
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303
	永井久美子	上荻1-18-12上荻寿ビル3階	5347-5358
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100

地域	氏名	住所	事務所連絡先
天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	鯉渕洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910
	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177
西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイアルハイツ304号	3334-1305
	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	尾﨑正俊	荻窪3-47-15　第3野村ビル300号	3392-1101
	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	黒岩民子	荻窪4-12-12　ISHIIレジデンス201	6795-5216
	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	千葉繁樹	荻窪4-32-3ＡＫオギクボビル401	050-5527-4372
	岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198
	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジテル216	5347-9930
	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモＹビル5F	3398-0523
松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

新しい働き方、テレワークの表と裏

産業カウンセラー　柏木勇一

在宅勤務はストレス、出社したほうがいいと訴えた社員

この小見出しを読んで、意外だな、と思った方は多いと思います。コロナ禍への対応として多くの職場がテレワーク、在宅で仕事をする働き方を取り入れました。ある食品会社の営業担当、４０代前半のＡさんは、７人のチームのチーフ。３割出社という会社の方針に従いましたが、同僚との意思疎通のためには、出社した方がスムーズにいきました。顧客対応も直接の話し合いが有効でした。在宅はひとり勤務。電話やＦＡＸ、そしてインターネット、ＺＯＯＭなどのコミュニケーションツールを使います。操作自体は慣れても、一人で決断を求められる場合は迷います。「自宅だから楽でしょう」と周りからは思われてきましたが、Ａさんは「ひとりではキツイ、逆にストレスです」と訴えたのです。ストレス発散の場は、出社した時に部署が違うたくさんの仲間との会話だったと話しました。皮肉な訴えのようですが、大きな教訓を含んだ言葉でした。

テレワークにもメリットと心配な面があります

新型コロナ感染拡大防止で専門医から提唱されたのが〝３密回避〟でした。すでに多くの方の生活に定着しており、改めて説明する必要はないでしょう。職場でも、密閉と密接に気をつかい、そして通勤電車の人混みを避ける目的もあり、在宅勤務が広がりました。情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方がテレワークです。Ａさん自身、Ｗｅｂで上司との打ち合わせをやり、メンバーとのテレビ会議にも取り組んでいました。テレワークには、在宅ワーク、モバイルワーク、施設利用のワークなどがあり、Ａさんの会社も場面に応じて活用していると話してくれました。

国も積極的活用を提唱してきました。企業のメリットとしては、オフィスコストの削減、働く側にとっては、通勤時間がないための有効な時間利用、そしてワークライフバランスの拡大などがあげられています。業種によっては、顧客対応が迅速に進むメリットを上げるケースもあります。一方で、Ａさんが語る〝孤立状態で判断を求められる〟ことは新たなストレスとして無視できません。何事にも表と裏があることを示しています。

コミュニケーションの形態は職場によっても異なります

コミュニケーションには伝達感と伝達度があります。内容が相手にちゃんと伝わった、と感じるのが伝達感。内容が正確に伝わっていることが伝達度です。伝える内容にもよりますが、伝達感は対面、伝達度は非対面コミュニケーションが高いと言われております。情報処理上の理論としてのテレワークのメリットです。一方、心理学の側面からは、対面コミュニケーションの効果として、相手の表情を見て反応をうかがいながら〝分かりあえる関係〟を築くことを上げています。広がる在宅勤務の心配な点として、話し相手がいない孤独な場が長く続くと、感情の停止・劣化が上げられています。喜怒哀楽があっての人生です。効率化を求めることで、人としての大事な要素がないがしろにされることは避けなければいけません。Ａさんの訴えを一人ひとりに考えていただきたいと思います。

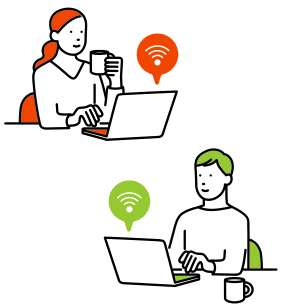

いうまでもなく、在宅勤務ではできない職種はたくさんあります。生産工場、運送業など、私たちの暮らしは、現場で苦労している人たちに支えられていることは忘れないように。働き方改革が長く叫ばれていますが、一律ではありません。自分たちの職場はどうあるべきか、皆さんで話し合って進めていただきたいと思います。

【筆者紹介】
柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）１９４１年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在ＥＡＰ企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

Ⅱ 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率

の特例15％を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10％程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

Ⅳ 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

―― 東京法人会連合会 ――

令和２年分の年末調整における改正事項について

《令和２年１月1日から適用される源泉所得税の主な改正事項》

１　給与所得控除の見直し

⑴ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

⑵ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

※これらの改正に伴い、令和２年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

２　基礎控除の見直し

⑴ 基礎控除額が10万円引き上げられました。

⑵ 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

※これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならなくなりました。

３　所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

※この改正に伴い、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならなくなりました。

４　各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

５　年末調整関係手続の改正

《令和２年度税制改正による、ひとり親控除に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し》

令和２年分以後の年末調整及び確定申告から適用されます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に「令和２年分 年末調整のしかた」および年末調整関係用紙等を掲載していますので、ご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※１）した中小事業者等（※２）で**令和3年2月1日(月)までに下記の申告をされた場合**、**事業用家屋及び償却資産**に係る令和３年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１又はゼロとします。

※１ 令和２年２月～１０月までの間における任意の連続する３ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

３０％以上５０％未満減少している方	２分の１
５０％以上減少している方	ゼロ

※２ 資本金若しくは出資金の額が１億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数 1,000 人以下）又は常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

■提出書類

（１）特例申告書

（２）特例対象資産一覧

（３）収入が減少したことを証する書類（写）

（４）（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）
特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

※申告にあたっては、認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。詳細は、主税局 HP または同封のチラシをご確認ください。

同封のチラシもご覧ください。
HP はこちらから

主税局 コロナ　検索

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和 3 年 10 月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の同封を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等を含む。）については、従前どおり送付します。

電子申告利用事業者　令和３年10月～

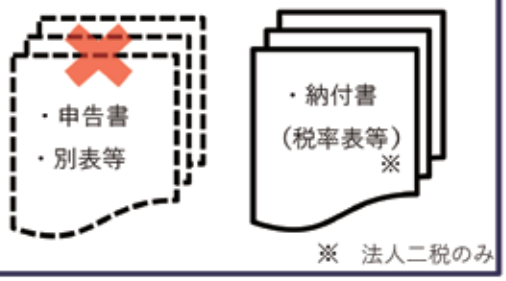

東京都主税局

申告の作成・送信は自宅で 国税庁ホームページから！

STEP1「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

スマートフォンはこちらから→

STEP2 申告書を作成

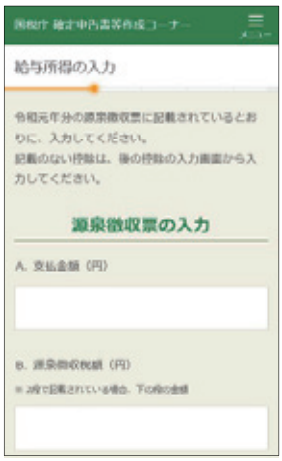

スマホ専用画面

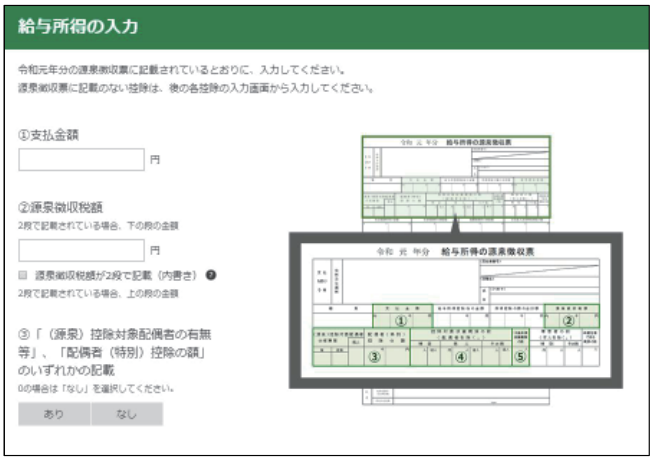

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

※65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。
※画面は令和元年分のものです。

STEP3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

①マイナンバーカード

取得方法は裏面を見てね！

②ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォン

又は

ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

対応端末の一覧はこちらから！

IDとパスワードで送信

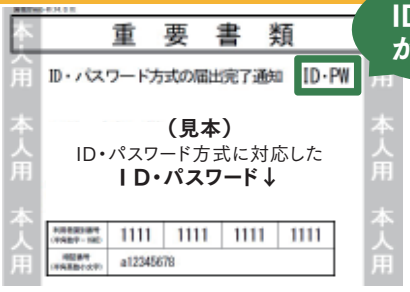

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

（注）ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページはこんなに便利

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます

マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

（注）ご利用に当たっては、事前準備が必要です
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。。

詳しくはこちら！

Google Chromeが使えます

令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「GoogleChrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

（注）Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら“ふたば”にご相談ください　※令和3年1月公開予定

税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

スマホでの相談はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから！

マイナンバーカード　取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、GoogleLLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

国税庁法人番号7000012050002　R2.9

2020年11月発行／発行人　岡博之／公益社団法人　荻窪法人会　〒167-0032　杉並区天沼3-7-3　TEL 3392-1338／FAX 3391-8388

優秀な人材の確保・定着化に

東法連
特定退職金共済制度

（新企業年金保険）

従業員の退職金準備は　特（とく）　退（たい）　共（きょう）

特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
○所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
○東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
○約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK　公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641　FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/